

令和8年度 第4回 介護保険事業者連絡会次第

令和8年8月19日（水） 16時00分～

於：飯田文化会館 1階展示室

1 開会

2 連絡・報告事項等

- (1) 福祉医療制度及び後期高齢者医療制度に係る周知事項について（保健課）
- (2) 認知症月間・啓発イベントについて（基幹包括支援センター係）
- (3) 飯田市認知症高齢者等見守りシール活用事業について（基幹包括支援センター係）
- (4) 介護保険料特別徴収開始通知の発送について（介護保険係）
- (5) 地域密着型サービス施設への入所、入居について（介護保険係）
- (6) 地域密着型通所介護の他市町村民利用の事前同意について（介護保険係）
- (7) 【長野県】熱中症予防の普及啓発・注意喚起について
- (8) 【長野県】「介護職員処遇改善加算事業所向けセミナー」について
- (9) 【長野県】令和8年熊本地震による被害に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

3 事業者からのお知らせ

- (1) 「あおてん訪問看護ステーション」からのお知らせ

4 その他

5 閉会

◆次回以降の連絡会：

○令和8年9月17日（木） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

○令和8年10月22日（木） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

1 福祉医療制度及び後期高齢者医療制度に係る周知事項について（保健課）

担当するケアマネから以下のような内容を聞いたとのことで、市民から保健課へ相談がありました。

- ①（要介護認定により）障害者控除対象者認定書を取得すれば、飯田市の福祉医療制度の該当になる可能性が高い。
- ②特別障害者控除や障害者控除等で住民税が非課税になれば、自動的に医療費の負担割合は2割から1割になる。

実際の取り扱いは以下のとおりですので、ご承知おきいただくとともに、詳細はお問い合わせください。

- ①障害者控除対象者認定書は税の控除で使用するもので、それをもって福祉医療制度の対象とはならない。（身体・精神・療育等の手帳や自立支援（精神通院）の受給者証が必要）
- ②後期高齢者医療制度における負担割合の判定は、同一世帯の被保険者の所得も影響するため、自動的に負担割合が1割になるものではない。

【問合せ先】

飯田市 こども未来健康部 保健課 医療給付係
電話 0265-22-4511（内線 5527）

2 認知症月間・啓発イベントについて（基幹包括支援センター係）

【別紙1】認知症月間イベント「新しい認知症観を知ろう！」チラシ

9月21日は「世界アルツハイマーデー」と制定されており、この日を中心に認知症に関する啓発を実施しています。日本では、2024年1月に制定された「共生社会の現実を推進するための認知症基本法」において国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるために、毎年9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定めています。

各事業所の広報誌などでも、認知症について取り上げていただき、正しく認知症を理解していただくための啓発をお願いします。

また、9月12日に地域包括支援センター、イオン薬局と認知症月間イベント「新しい認知症観を知ろう！」を実施しますので、啓発にご協力ください。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係
電話 0265-22-4511（内線 5758）

3 飯田市認知症高齢者等見守りシール活用事業について（基幹包括支援センター係）

認知症高齢者等が行方不明になった時に備えた飯田市認知症等見守りシール活用事業の運用が

開始しました。申請は、予約制となりますので、事前にご連絡の上来庁をお願いします。
飯田市ウェブサイト ID 0140976

【別紙 2】飯田市認知症高齢者等見守りシール活用事業のご案内

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係
電話 0265-22-4511（内線 5758）

4 介護保険料特別徴収開始通知の発送について（介護保険係）

年金天引き開始兼継続の 10 月から翌年度 8 月分徴収額の通知書を発送します。

- ・対象者数：約 30,000 人
- ・発送日：令和 8 年 8 月 21 日（金）予定

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5762）

5 地域密着型サービス施設への入所、入居について（介護保険係）

【別紙 3】地域密着型サービスである入所施設等への入所等に係る取扱いについて

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活できることを目指したサービスであり、事業所が所在する市町村が指定権者となり、当該事業所を指定した市町村民（被保険者）のみ利用できるサービスです。

この趣旨に鑑み、入所・居住系施設におかれては、次のとおり取扱いを徹底してください。

- ・他の市町村から転入して（住所を事業所所在地に移して）入所、入居させないこと
- ・市内の住所地特例施設に入居する住所地特例適用被保険者を入所、入居させないこと

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5762）

6 地域密着型通所介護の他市町村民利用の事前同意について（介護保険係）

地域密着型サービスは、指定した市町村民（被保険者）のみ利用できるサービスですが、他市町村民であっても、やむを得ない事情等があるとして、利用者の居住する市町村（保険者）がサービス事業所の所在する市町村（保険者）から事前の同意を得た場合に限り、サービス事業所は利用者が居住する市町村の指定を受け、利用者は当該事業所を利用することができます。

ただし、本来はサービス事業所が所在する市町村民のためのサービスであるため、サービス種別によって、また保険者によって、同意を得られない場合が少なくありません。

当市では、「地域密着型通所介護」サービスに限り、同意依頼があった場合の判断を行っていますが、他市町村民の利用によって定員に到達するなどにより、当市民の利用が妨げられる恐れがある場合は、同意していません。

利用希望者を担当するケアマネジャー（又は地域密着型通所介護事業所の担当者）におかれては、やむを得ず他市町村所在の事業所を利用する必要がある場合、又はやむを得ず他市町村民が当市所在の事業所を利用する必要がある場合、速やかに利用者が居住する市町村へ情報を提供し、相談してください。

市町村役場間の同意取得の手続きに一定期間を要しますので、極力、利用開始希望時期までに十分な期間の余裕を持ってご連絡いただくようお願いします。

また、総合事業の通所型サービス（従前相当 又は A）については、当市では、同意依頼を必要としていません。ただし、他町村からの事業所指定が無い場合は、指定を受ける必要があります。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係
電話 0265-22-4511（内線 5761）

7 【長野県】熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

【別紙4】熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

【問合せ先】

長野県健康福祉部介護支援課施設係
電話 026-235-7113

8 【長野県】介護職員処遇改善加算「事業所向けセミナー」について

【別紙5】介護職員等処遇改善加算「事業所向けセミナー」開催

【問合せ先】

公益財団法人介護労働安定センター長野支部
電話 026-232-0898（直通）

9 【長野県】令和8年熊本地震による被害に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

【別紙6】令和8年熊本地震による被害に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出すること
についての特例について

【問合せ先】

長野県健康福祉部介護支援課施設係

電話 026-235-7113

9月21日は『認知症の日』です！

認知症月間イベント 新しい認知症観を知ろう！

9/12(土)

イオンスタイル飯田 アップルロード

飯田市長寿支援課、地域包括支援センターとイオン薬局は、市民の皆様に
「新しい認知症観」を知っていただくためのイベントを開催します。
お気軽にお立ち寄りください。

日時：令和8年9月12日(土) 13:30～16:00

場所：イオンスタイル飯田 アップルロード 2階 そよらコート

対象：どなたでも参加OK

※エスカレーター昇ってすぐ正面

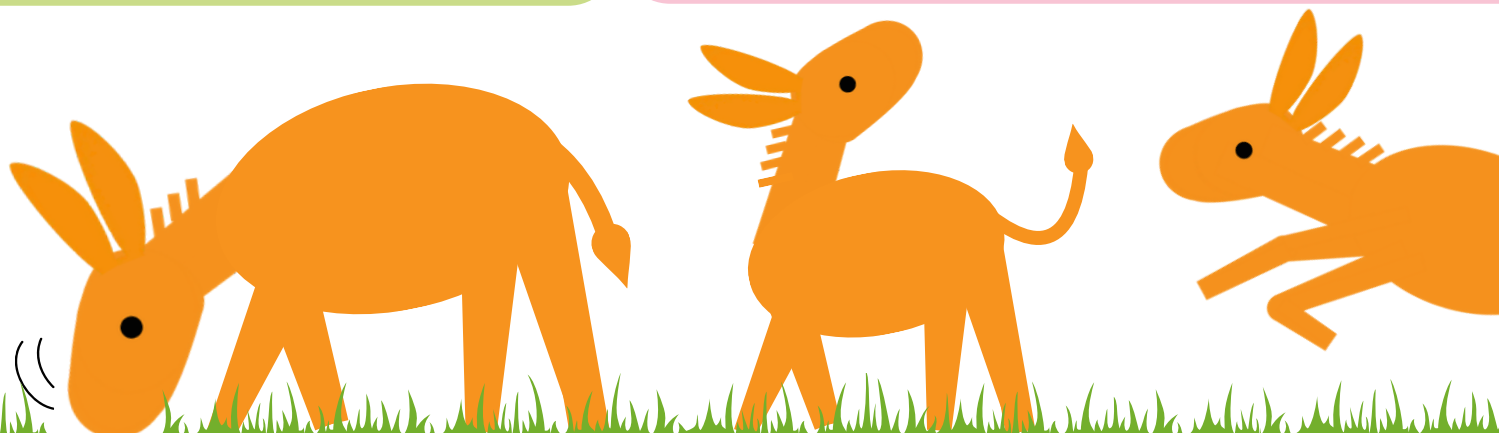
参加費無料

情報コーナー

- ・ 認知症に関するパネルの展示
- ・ 心配事、困りごと相談
- ・ イオン薬局コーナー
(ドリンク試飲など)

体験コーナー

- ・ 水引工作、めり絵
- ・ 脳を刺激する！脳トレゲーム
- ・ 認知症を予防するコグニサイズ体操
- ・ 見守りシール読み取り体験



お問い合わせ 飯田市役所長寿支援課 TEL 0265-22-4511(内線5757)

飯田市認知症高齢者等見守りシール活用事業のご案内

1. 事業の内容

(1) QRコードシール（見守りシール）の交付とどこシル伝言板の利用

認知症等により、行方不明の可能性がある認知症高齢者等に対し、事前申請によりQRコードシールを交付します。QRコードシールは、利用者の衣類や持ち物に貼り付け、行方不明時に発見者に読み取られると、登録した家族等へ通知が届きます。個人情報が必要としない情報共有サービス「どこシル伝言板」を用いて、家族等と発見者による利用者の保護までのやり取りを支援します。

(2) 見守りカルテ（基本情報）の作成支援・情報連携

QRコードシールの登録と併せて、見守りカルテを基本情報として自宅へ保管し、行方不明などの緊急時に警察等へ適切な情報提供ができるよう備えます。作成については、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員が支援します。

また、警察等からの行方不明者の問合せに対し、登録情報をもとに飯田市、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所が対応し、連携します。

2. 対象者

市内に住所を有する方で、次のいずれにも該当する方

(1) 在宅又は、サービス付き高齢者住宅に居住する方

(2) 次のいずれかに該当する方

ア 認知症高齢者等

イ その他市長が認める方

3. 申請者

(1) 対象となる方の親族等

(2) その他、市長が必要と認める方

4. 申請方法

長寿支援課へ事前予約の上、申請をお願いします。

(1) 申請様式

ア 様式第1号 飯田市認知症高齢者等身元確認QRコードシール活用事業申請書

イ 様式第2号 飯田市認知症高齢者等情報事前登録カルテ（見守りカルテ）基本情報

(2) 申請場所

長寿支援課、A11 窓口へ事前予約の上お越しください。

5. 交付内容

QRコード付見守りシール 40 枚 （耐洗ラベル 30 枚、蓄光シール 10 枚）

6. 利用にかかる費用等

(1) 見守りシールの交付

初回交付は、無料です。

2回目以降の追加交付（紛失、枚数不足等含む）は、利用者の負担となります。

(2) どこシル伝言板の利用

QRコードシールを使用した情報共有サービス「どこシル伝言板」の利用及び情報管理における費用はかかりません。

7. その他、必要な届出

(1) 登録情報の変更・利用の廃止

登録情報（連絡者の氏名、メールアドレス、住所、電話番号等）が変更になった場合、利用資格の喪失（転出、死亡、施設入所、その他）があった場合は、届出をお願いします。

(2) 個人情報の提供

申請時に提出していただく個人情報については、飯田市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に提供することについて同意願います。

(3) 本事業の利用について

本事業は、行方不明時にご本人の居場所を通知し、身元確認と保護までのやり取りを支援するものです。QRコードシールの読み取り後は、通知されたご家族等がご本人の保護に向け対応していただく必要があります。

8. 様式等

飯田市ウェブサイト ID 0140976

飯田市長寿支援課基幹包括支援センター係
電話 0265-22-4511(内線 5758・5755)



飯田市認知症高齢者等見守りシール事業

どこシル伝言板® とは？



認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、保護者へ瞬時に発見通知メールが届きます。発見者はQRコードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかるので安心です。チャット形式の伝言板だからやりとりは簡単。お迎えまで迅速に行えます。

どこシル伝言板® の特徴

読み取ると発見者の手順を確認できます

準備はこれだけ

1. スマホのメールアドレスを用意する
2. 登録シートの記入
3. ラベルシールの貼付け

耐洗ラベル



飯田市



AA0000

蓄光シール



飯田市



AA0000

持ち物等に貼る暗闇で光るシール

24時間365日OK

夜間も伝言板を通じてやりとりが可能。登録した方へ瞬時に発見通知メールが届きます。

個人情報の記載不要

氏名・住所・連絡先の記載は不要なので安心です。

声かけをしやすい

ラベル・シールを貼っておくことで、発見者が声をかけるきっかけになります。



耐洗ラベル(アイロン可のもの)



右上腕部

背面 襟元

蓄光シール(アイロン不可のもの)



バッグ(内側)

財布(内側)

ナイロン素材

杖

お問い合わせ

飯田市 長寿支援課

電話：0265-22-4511 (内線5758・5755)



1

事前受付 初期登録



ケアマネジャー等に相談しながら登録シートを記入します。登録シートをもとに自治体にて情報登録後、ラベルシールが配付されます。

2

ラベルシール 貼付け



配付された耐洗ラベルと蓄光シールを衣服・持ち物等に貼付けます。春夏秋冬物全ての衣服等に貼りましょう。耐洗ラベルは180℃のアイロンで圧着します。

ご本人

行方不明
↓
保護

発見者

3

QRコード読取



発見者

4

読取通知 メール受信



事務局も
受信

発見者がQRコードを読み取るだけで自動的に読取通知のメールが届きます

8

ご本人
発見者



お迎え↓ご帰宅

保護者

7

発見者



伝言板でやりとり



伝言板でやりとり



伝言板でやりとり



伝言板でやりとり

保護者

5

情報の確認 現在地入力



発見者



警察や病院が保護した場合のみ、電話番号の記載が可能です

6

発見通知 メール受信



事務局も
受信

発見者が発見情報を入力送信すると自動的に発見通知メールが届きます

飯田市の 指定する様式を ご使用ください



既往症や保護時に注意すべきことを詳細に記入しておくことで、発見者がご本人に接する際の手助けとなります。ケアマネジャーに相談しながら、適切な情報を記入しましょう。

写

6 飯長第 1705 号
令和 7 年 3 月 19 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 管理者 様
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 管理者 様
認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

飯田市長 佐藤 健
(長寿支援課)

地域密着型サービスである入所施設等への入所等に係る取扱いについて

日頃から、当市の介護保険事業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、地域密着型サービスの制度及び趣旨について、ご承知いただき事業を運営いただいていることと存じますが、当市における被保険者が負担する介護保険料の予期せぬ上昇を防ぎ、介護保険事業を適正に運営するため、改めて、下記のとおり取扱いを徹底いただきますようお願い申し上げます。

記

1 地域密着型サービス創設の経過、趣旨等

- ・要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として、平成 17 年度介護保険法改正により創設されたサービスです。
- ・原則として、施設が所在する市町村の被保険者のみがサービス利用可能です。(他の市町村の被保険者が利用する場合は、その保険者の指定が必要です。)
- ・指定、指導等の権限は保険者である市町村が有します。
- ・市町村が定める計画において、必要整備量を超える場合または適正な運営に対して必要と判断した場合は、指定を拒否できます。

2 徹底いただく取扱い内容

地域密着型サービスは、当該事業所を指定した市町村民（被保険者）のみ利用できるサービスであることに鑑み、次のとおり取扱いを徹底してください。

- ・他の市町村から転入して（住所を事業所所在地に移して）入所、入居させないこと
- ・市内の住所地特例施設に入居する住所地特例適用被保険者を入所、入居させないこと

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地 A棟 1階 A11
飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係 担当：下島
TEL：0265-22-4511 内線 5761 FAX：0265-22-4544
Email（課代表）：kaigo@city.iida.nagano.jp

事 務 連 絡

令和 8 年 6 月 4 日

各	{ 都 道 府 県 市 町 村 特 別 区 }	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
各	都道府県労働局	労働基準部	御中
		職業安定部	御中

厚生労働省	健康・生活衛生局	健康課
	医政局	総務課
	医薬局	総務課
	労働基準局安全衛生部	労働衛生課
	職業安定局高齢者雇用対策課	
	社会・援護局	総務課
	社会・援護局障害保健福祉部	企画課
	老健局	総務課
環境省	大臣官房環境保健部	企画課
	熱中症対策室	
	地球環境局	総務課
	気候変動科学・適応室	
こども家庭庁	成育局	総務課
	支援局	総務課

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

熱中症対策の推進については、日頃より御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、気候変動の影響等により、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。

厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、様々な場面で活用できる各種のリーフレットを作成しています。本年度においても、貴自治体及び貴労働局においては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分の補給、エアコンの利用等の熱中症の予防法について、呼びかけていただくようお願いします。呼びかけは、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人ク

ラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、認定こども園、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く行っていただくようお願いします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児、乳幼児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る、車内に置き去りにしない等、重点的な呼びかけをお願いします。

- こども家庭庁ホームページ みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho>

- こども家庭庁 CDR 動画「ありえない？いいえあります！こどもの車内置き去りによる熱中症」

<https://youtu.be/wKLrFXLwggM?si=NvPKcRiXLoqL2-qu>

また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくをお願いします。厚生労働省ホームページに、日本救急医学会の「熱中症診療ガイドライン 2024」を掲載していますので、併せて御活用いただくようお願いします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いします。

- 厚生労働省ホームページ 熱中症関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

「熱中症診療ガイドライン 2024」

[heatstroke2024.pdf](#)

職場での熱中症対策については、事業者に対し、

- ①熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備
- ②熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成
- ③これらの体制や手順の関係作業員への周知

を義務付ける労働安全衛生規則の改正が、令和7年6月1日に施行されました。

また、職場において熱中症予防を図るため、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、令和8年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。

令和8年も「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しております。

熱中症予防ポータルサイトでは、上記規則改正、ガイドラインやキャンペーンの情報の他、熱中症予防のためのオンライン教育用ツールや「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」を掲載していますので、是非御覧ください。

- 職場における熱中症予防ポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

さらに、昨年度に引き続き、本年4月22日から「熱中症警戒アラート」及び「熱中症特別警戒アラート」が全国で運用開始されました。

「熱中症警戒アラート」や「熱中症特別警戒アラート」が発表された地域におかれては、関係各所への速やかな情報展開及び熱中症予防対策の一層の強化等の御協力をお願いします。

- 環境省「熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

- 「熱中症環境保健マニュアル ～総論～（2025年7月版）」

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual_ov.php

- 「熱中症環境保健マニュアル2022」Ⅲ2.「高齢者と子供の注意事項」

※なお、「熱中症環境保健マニュアル2022」は、現在、改訂の議論を行っており、今後変更を予定

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf

（参考1）リーフレットは以下のURLからダウンロードが可能です。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html

- 熱中症の症状、予防法、対処法等についてのリーフレット：

（日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語、イタリア語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、ネパール語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語、ミャンマー語）

- 障害がある方へ…熱中症対策リーフレット：

障害がある方、夏場の外出に慣れていない方、介助者や周囲の方、視覚障害がある方、手足・体幹の障害がある方、知的・発達障害がある方

- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

- みんなで防ごう！熱中症：（職場における熱中症予防関係）

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/01DESIGN_JAPANESE_2.pdf

(日本語)

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/link/>

(英語、インドネシア語、クメール語(カンボジア語)、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、中国語(簡体字))

- 「高齢者のための熱中症対策リーフレット」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_for_elderly.pdf

(参考2) 熱中症対策については、気候変動適応センター及び各自治体の地域気候変動適応センターにおいても情報発信等を行っています。

- 熱中症関連情報(気候変動適応情報プラットフォーム:A-PLAT)

https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate_change_adapt/heatstroke/index.html

- 地域気候変動適応センター一覧(A-PLAT)

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/lccac/list.html>

(担当者)

厚生労働省

健康・生活衛生局健康課地域保健室

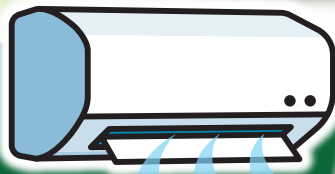
大野、河野、高鳥、田島、西山

TEL : 03-5253-1111 (内: 8938)

e-mail : communityhealth@mhlw.go.jp

高齢者のための熱中症対策

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



部屋の中でも注意が必要です

エアコンを上手に使いましょう

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。 **節電** にも配慮して適切にエアコンを使いましょう。

また、エアコン使用中もこまめに **換気** をしましょう。

節電

こまめにフィルターのお手入れをする

2週間に1回を目安にしましょう

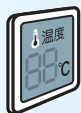
節電

適切な
室温設定

節電

すだれやカーテンを
活用し直射日光を遮る

温度・暑さ指数
を確認する



暑いから
エアコン
つけてね!

換気

換気をして屋外の
涼しい空気を入れる

換気

窓とドアなど
2カ所を開ける

換気

扇風機や換気扇
を併用する

長時間、風が体に
直接あたらないように
注意しましょう

節電

クールビズを取り入れる

節電

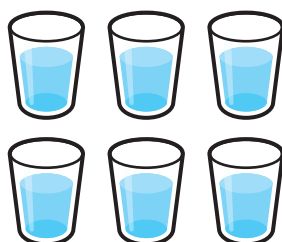
複数台の使用を避け、一部屋に集まるなど工夫する



さらに 気をつけるべきポイント

のどが渇いていなくても **こまめに水分・塩分を補給**しましょう

1日あたり
1.2L(リットル)を
目安に



コップ約6杯

● 1時間ごとにコップ1杯

● 入浴前後や起床後も
まず水分・塩分補給を



※水分や塩分の摂取量は
かかりつけ医の指示に従いましょう。



！高齢者は特に注意が必要です

1 体内の水分が不足しがちです

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

2 暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

3 暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

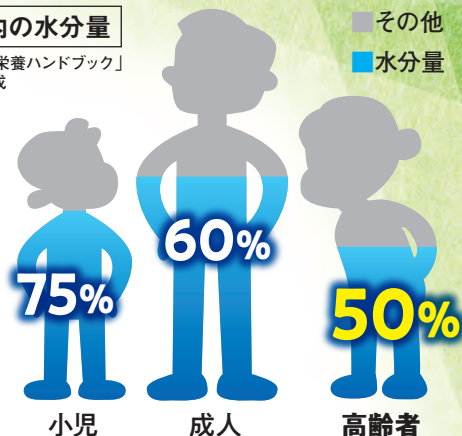
● 東京都23区における熱中症死亡者の状況(令和3年夏)

※計39人(速報値)のうち

約8割は65歳以上の高齢者

屋内での死亡者のうち 約9割は
エアコンを使用していなかった

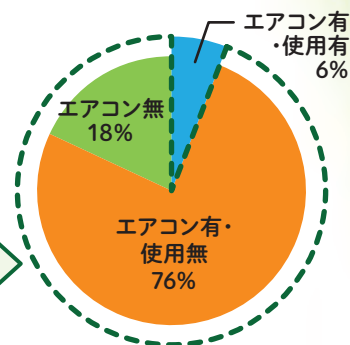
体内の水分量
「輸液・栄養ハンドブック」
より作成



エアコン設置有無・
使用状況別

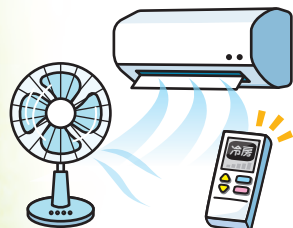
出典：東京都監察医務院

■ エアコン有 + 使用有
■ エアコン有 + 使用無
■ エアコン無

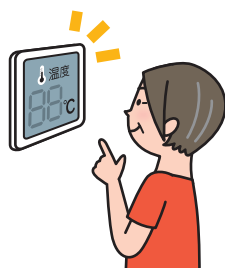


☑ 予防法ができているかをチェックしましょう

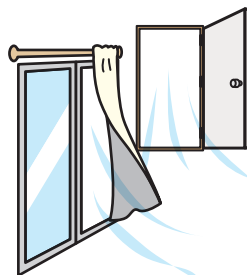
☐ エアコン・
扇風機を上手に
使用している



☐ 部屋の温度を
測っている



☐ 部屋の風通しを
良くしている



☐ こまめに
水分・塩分を補給
している



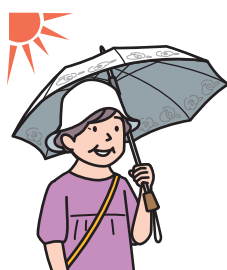
☐ シャワーや
タオルで体を
冷やす



☐ 暑い時は
無理をしない



☐ 涼しい服装をしている
外出時には日傘、帽子



☐ 涼しい場所・
施設を利用する



☐ 緊急時・困った
時の連絡先を
確認している



熱中症予防情報サイト

環境省 熱中症予防情報サイトからの情報をチェック! ▶▶ <https://www.wbgt.env.go.jp/>

環境省では、暑さ指数(WBGT)の情報提供を行っております。令和3年度より全国展開している熱中症警戒アラートおよび、暑さ指数のメール配信等をご活用ください。

「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます▶



友達追加はこちら

参加費無料

介護職員等処遇改善加算 「事業所向けセミナー」開催

介護職員等処遇改善加算について

理解して**正しく運用**しましょう!!

令和8年6月から処遇改善加算が拡充されました。拡充された内容や変更点、令和8年度特例要件について分かりやすく解説します。

実績報告で困らないために管理するポイントを押さえておきましょう!

開催時間 : 13:30~15:30 ※1事業所2名様までお申込いただけます

申込期間 : 各会場 開催日の1週間前まで

※詳細は後日お知らせいたします

佐久会場	8月7日(金)	佐久市佐久平交流センター 視聴覚室 (佐久市佐久平駅南4-1)
松本会場	9月15日(火)	浅間温泉文化センター 中会議室 (松本市浅間温泉2-6-1)

支援対象
となる
事業所

- 長野県内に所在する介護保険サービス事業所の指定を受けている事業所及び当該事業所を運営する事業者(法人)事務所
※令和7年度まで処遇改善加算の対象外となっていた介護保険サービスの事業所も支援対象となります。
【新規対象サービス】(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援・介護予防支援
- 長野県内(長野市、松本市を除く)に所在する障害福祉サービス等事業所の指定を受けている事業所及び当該事業所を運営する事業者(法人)事務所
※令和7年度まで処遇改善加算の対象外となっていた障害福祉サービス等の事業所も支援対象となります。
【新規対象サービス】計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)

※お申し込みは「QRコード」

【お問い合わせ先】

 公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部

〒380-0836 長野市南県町1082 ND南県町ビル5F Tel: 026-232-0898 Fax: 026-232-0906





FAX

026-232-0906 介護労働安定センター長野支部 行

長野県委託事業「令和8年度 介護職員処遇改善加算等取得促進支援業務」

(受託実施：公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部)

事業所向けセミナー申込書

申込日：令和 年 月 日

法人名				
事業所名				
加算届出区分	※○で囲んでください。 I □ ・ I イ ・ II □ ・ II イ ・ III ・ IV ・ 未取得 ・ 取得済 (新規対象サービス)			
所在地等	〒 -			
	Tel:		Fax:	
	E-mail:			
ふりがな 参加者名				
分野	介護サービス事業所 ・ 障害福祉サービス事業所 ※あてはまる方を○で囲んでください。			
サービス種別	※サービスの種類をご記入ください。			
希望会場	どちらかを○で囲んでください 8/7(金) 佐久会場 ・ 9/15(火) 松本会場			
個別 無料相談 について	どちらかを○で囲んでください 希望する ・ 希望しない			
	希望 日程	第1希望	月 日 (: ~ :)	
		第2希望	月 日 (: ~ :)	
		第3希望	月 日 (: ~ :)	
※ご希望の箇所 を○で囲んでく ださい。	相談 方法	対面	オンライン	電話 ・ メール
		1. 相談者の事業所 2. 介護労働安定センター長野支部事務所	Zoom	当センターを介して 専門家へお繋ぎします

※「処遇改善加算セミナー申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、長野県への情報提供、当センター職員による日程調整、内容確認、当センターの各事業のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

【お問い合わせ先】



公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部

〒380-0836 長野市南県町1082 ND南県町ビル5F Tel: 026-232-0898 Fax: 026-232-0906

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和 8 年熊本地震による被害に対し
社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、特定施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の介護報酬については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年 3 月10日付老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知）において、資金の運用が取扱われているところです。

今般の令和 8 年熊本県熊本地方を震源とする地震による災害について、被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人に周知を図るよう、よろしくお願い致します。

記

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。